

堺市ひとり親家庭学び直し支援事業受講対象講座指定通知書

第 年 月 日 号

(申請者) 様

堺 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった堺市ひとり親家庭学び直し支援事業受講対象講座の指定について、堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱第 6 項第 3 号の規定により、次のとおり指定することに決定したので通知します。

1 申請者氏名	フリガナ			生年月日	年 月 日生 (歳)		
2 申請者住所	(郵便番号 -)			電話番号 () -			
				携帯電話番号 () -			
3 受講者	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)		続柄	
	住所						
4 受講施設の名称							
5 講座の名称							
6 受講科目	1	2	3	4			
	5	6	7	8			
7 試験を免除できる科目							
8 受講期間	年 月 日 から 年 月 日まで (受 講 開 始 日)						
9 所要費用 (予定)	入学科 円、受講料 円 合計額 円						
(備考)							

- 注意
- 1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学科及び受講料（希望により行われる講座、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）です。
 - 2 受講修了時給付金の支給額は、入学科及び受講料の合計額の 6 割相当額（150,000 円を限度とします。）です。また、合格時給付金の支給額は、入学科及び受講料の合計額の 4 割相当額（受講修了時給付金と併せて 250,000 円を限度とします。）です。
 - 3 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
 - 4 所要費用については、標準的な金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
 - 5 受講対象講座の指定後、指定講座の受講を取り止めた場合又は受講の途中で取り止めた場合は、市長にその旨を報告してください。
 - 6 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請を行うことが必要です。